

SPECIAL REPORT

令和3年度指定団体等職員実務能力向上研修会の概要

本会議は、令和3年10月から同4年2月までの間、「指定団体等職員の実務能力向上を図るための研修会」を計10回にわたり開催（WEB開催）した。同研修会には、本会議会員の指定団体および全国連から12名の職員が参加した。ここでは、その概要を紹介する。

1. 経過と目的

平成13(2001)年度の都道府県指定団体の広域化後、「畜産経営の安定に関する法律」(畜安法)の改正による制度改革や食品の安全性に係る法規制の強化がなされ、酪農を取り巻く法制度や社会・経済環境は大きく変化している。

生乳生産者団体では、酪農の安定的な発展のため、自らがこれらの制度改革や法規制強化に適切に対応していくとともに、生産現場に対しても情報提供等を含めた確かな対応を行っていくことが求められ、その役割はたいへん重いものとなっている。

こうした状況を踏まえ、本会議では、指定団体等職員の実務能力向上を図るための研修会を引き続き開催することとした。今年度の研修は、指定団体制度など生乳流通に関わる制度や仕組み、食品の安全安心に関する基礎的な知識の習得を中心としながら、近年関心が高まっている持続可能な開発目標(SDGS)等も含んだ内容で実施した。

2. 研修内容

(1) 第1回研修会

- 1) 開催日：令和3年10月8日(金)
- 2) 講師：日本協同組合連携機構(JCA)代表理事専務 比嘉政浩氏
- 3) 演題：「農業協同組合とは？」
- 4) 目的：

指定生乳生産者団体は、農協法に基づく協同組合組織でもある。そこで、協同組合組織の基礎的な概念を学び、農協組織職員に対して求められる基本的な考え方や仕事に対する姿勢を習得する。

5) 要点：

農業協同組合は、農業者(組合員)のために事業を行っても、例えば運送ロスを出せば組合員に貢献できない。そこまで極端でなくても、仕事のやり方(ビジネスモデル)が効果的・効率的でなければ、組合員の期待には応えられない。

そこで、農業協同組合の職員に求められることは、①所属する各組織でも具体的に示されている使命を自覚・意識すること、②この使命を実践するために、使命と経済性が両立するビジネスモデルを生み出す(改革する)こと、これを磨く(改善する)ことである。

社会性と経済性の両立を重んじ、二面性を語るのは日本社会の伝統である。「お金儲けは上手だがそれだけの人」、「社会的な意義は語れるがビジネス上の力がない人」は尊敬されない。したがって、農協組織職員としては自らが担っている仕事の社会的意義を自覚し、かつビジネスとして成り立たせていく人こそが求

められている。

(2) 第2・3回研修会

- 1) 開催日：令和3年10月22日(金)・11月4日(木)
- 2) 講師：本会議職員
- 3) 演題：「酪農と生乳需給をめぐる情勢」
- 4) 目的：

酪農家戸数、生乳生産量、牛乳乳製品消費量の推移など、データを中心に酪農や生乳需給をめぐる情勢、現在の酪農乳業産業の基本構造に係る基礎的な知識を習得する。

5) 要点：

わが国の生乳生産構造は大きく変化している。北海道においては、酪農は主要な産業(農業産出額の約4割)であるが、消費地から遠く生乳の輸送にコストがかかるため、保存が利く乳製品向け生乳の主たる供給地として発展し、大規模な乳製品工場が立地している。一方、都府県は消費地に近いため、牛乳等向け生乳の主たる供給地として発展してきた。

生乳生産は夏に減少し冬に増加する傾向にあるが、生乳需要は牛乳向けを中心に生産と相反する傾向にある。その結果、冬から春先にかけては生乳生産が牛乳需要を上回るため、保存性の高い脱脂粉乳、バター等として処理される。また、牛乳の製造だけでは生乳需給が不安定になるため、季節的な生乳需給のアンバランス等を調整する需給調整弁としても、乳製品の製造は重要である。さらに、バターや脱脂粉乳の輸入を国家貿易等により適切に管理することで、国内の生乳需給を円滑に調整し、牛乳・乳製品の安定供給に寄与している。

最近の生乳需給は、生産が好調な一方、需要が減退しており、全体として緩和傾向で推移している。このため、乳製品在庫量の増加や、生乳不需要期における処理不可能乳の発生懸念が酪農乳業界の大きな課題となっている。なお、コロナ禍を契機とする生乳需給の緩和やその影響は当面継続する可能性がある。このため、中央酪農会議においても、生乳生産者に需給状況を周知するための資料の作成・提供を通じた対応や、全国で協調した需給緩和への対応方向を協議・検討している。

(3) 第4回研修会

- 1) 開催日：令和3年11月24日(水)
- 2) 講師：農林水産省畜産局牛乳乳製品課 課長補佐 大平真紀氏
- 3) 演題：「畜安法の概要と指定団体の役割」
- 4) 目的：

畜安法の概要と、同法に基づく指定団体の役割、同法に基づく各種通知(集送乳の合理化の推進について)の内容等に係る知識を習得する。

5) 要 点

平成27(2015)年に局長通知が発出され、1県1団体化や集送乳合理化について、令和2年度を目標年度とする5カ年計画が取り組まれてきた。

酪農家戸数が減少している状況を踏まえ、農協組織の再編を進めてきたものの、組織再編を図ろうとしても、専門農協と総合農協が混在し、現実的に組織再編が行き詰っている地域が多い。依然として、生乳販売事業は多層構造(単協、県連、生乳販連の3段階等)である。

また、酪農家の経営規模の拡大が進み、農協以外の事業者が多様なサービスの提供を行っている中、生乳販売事業のみ農協を利用したいなど、酪農家によって農協に求めるサービスが一律でなくなっている。

このため、指定団体への生乳受託販売業務の一元化(機能統合)に重点を置いた姿を示し、より一層の生乳流通体制の合理化を推進する必要がある。

(4) 第5回・6回研修会

- 1) 開催日：令和3年12月3日(金)・12月17日(金)
- 2) 講 師：本会議職員
- 3) 演 題：「畜安法の概要と指定団体の役割」
- 4) 目 的：

生乳生産者団体から見た畜安法改正の経緯・現状・課題、指定団体及び指定団体間の取組、需給安定に係る仕組み等に係る歴史的経過や現状等に係る知識を習得する。

5) 要 点：

指定団体は、条件の有利・不利に関係なく、域内全ての酪農家の生乳を少しでも有利な条件で、安価な流通コストで売り切るよう日々取り組んでいるが、今後とも適切に機能を発揮していくためには、酪農家から選択され続けることが必要であり、また、酪農家が生乳受託販売契約を履行していくことが重要である。

なお、コロナ禍が2年近く続く中、乳製品在庫は大きく積み増し、とくに脱脂粉乳の在庫は過去最高水準となっている。このような状況の下、国の参画も得て、生乳一体となって脱脂粉乳の在庫削減対策に取り組むことを大枠で合意している。今後は事業として実効性を高めていくことが重要であり、とくに新規需要の創出など継続的な需要拡大を業界全体で取り組むことが課題である。

(5) 第7回・8回研修会

- 1) 開催日：令和4年1月7日(金)・1月21日(金)
- 2) 講 師：本会議職員
- 3) 演 題：「食品の安全・安心を取り巻く情勢と酪農乳業界の取り組み」
- 4) 目 的：

過去における食の安全・安心に係る事故等の事例やその背景を踏まえた安全・安心に係る現在の法体系、生乳生産者団体の取組(記帳・記録・保管、生乳流通に係る取組等)と課題に関する知識を習得する。

5) 要 点：

これまで、食中毒事件、BSEの発生、食品・農産物の偽装表示、無登録の農薬や添加物の使用などに係る事故・事件は繰り返し発生しており、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっている。

このため、生乳生産等の飼養・衛生に関する重点管理基準の遵守、生産現場におけるチェックシートへの取組や相互管理・地域指導体制の構築、改正食品衛生法(ポジティブリスト制度)への対応など、生乳の安全・安心の確保に係る取組みは一層重要となっている。

(6) 第9回研修会

- 1) 開催日：令和4年2月4日(金)
- 2) 講 師：本会議職員
- 3) 演 題：「中央酪農会議の役割、持続可能な社会の実現に向けた酪農乳業界の取組」
- 4) 目 的：

指定団体における機能強化等の取組を支援する中央酪農会議の実施事業等を習得する。また、2030年の持続可能な開発目標(SDGS)の達成に向けた世界の潮流や酪農乳業界の取組みに係る状況等を習得する。

5) 要 点：

本会議の事業実施に際しての基本的な考え方は、酪農家が「誇り」、「やりがい」、「夢」を持てる酪農産業の確立を目指し、また、コロナ禍の社会環境を踏まえ、『生乳生産者が今後とも安心して生乳生産できる環境』を実現することである。この基本的考え方に基づいて、①指定団体の組織機能強化・流通対策、②生乳需給安定化・生産基盤強化事業、③酪農理解醸成の活動を重点事業としている。

2015年の国連サミットにおいて、2030年を目標とするSDGSが取り纏められた。「持続可能な開発」とは、将来の世代が自らのニーズを追求する能力を保ちつつ、現在の世代のニーズを追求するような開発をいう。

SDGSの取り纏めを受けて、世界各国では持続可能な食料システムの構築に向けた取組を開始している。具体的には、食料の安定供給と環境負荷軽減の両立を目指し、目標数値を示した政策が各国で取り纏められている。わが国は、「みどりの食料システム戦略」(2021年5月)において、①低リスク農業への転換、②輸入原料、化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、③有機農業を全農地の25%へ拡大、④労働生産性を30%向上という目標を掲げている。SDGsの考え方の普及とともに、これら目標への取組の有無は、消費者の商品購買時の選択条件、投資家の投資条件として判断される時代になったと言える。

(7) 第10回研修会

- 1) 開催日：令和4年2月18日(金)
- 2) 講 師：本会議職員
- 3) 演 題：「補助事業について」
- 4) 目 的：

補助事業に関する基礎的な知識や、酪農分野における補助事業を活用した取組に関する知識を習得する。

5) 要 点：

酪農関係の補助事業は、一般予算、農畜産業振興機構(ALIC)事業、融資制度に分類されている。一般予算は、国の予算(当初予算と補正予算)で措置された事業(畜産クラスター事業など)である。ALIC事業は、国の予算で措置された事業のうち法律でALICが実施するとされる事業(酪農経営支援総合対策事業など)であるが、財源が一般予算で措置されたもの以外の原資で行われる事業(加工原料乳生産者補給金交付など)もある。融資制度は、農家が施設整備などのために銀行などから資金を借りる際の制度(畜産経営体質強化資金対策事業など)である。